

日之影町特定事業主行動計画の実施状況及び日之影町における女性の活躍状況の公表(令和6年12月)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画の取組の実施状況を公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の活躍状況を公表します。

1.特定事業主行動計画の取組みの実施状況の公表

(1)就業継続及び仕事と家庭の両立関係

①男女別の育児休業取得率

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
男性職員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2)長時間勤務関係

①職員一人当たり年間超過勤務時間数の上限時間360時間以内

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
超過職員数	0	3	1	10	4

(2)配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

①役職段階ごとの女性職員の割合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
課長級	0.0%	8.3%	7.7%	16.7%	15.4%
課長補佐級	25.0%	38.8%	47.1%	50.0%	53.8%
係長級	50.0%	45.0%	47.6%	38.5%	36.8%

※ 行政職を表記

2.女性活躍推進法第21条に基づく女性の活躍状況の公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1)採用した職員に占める女性職員の割合(R6.4.1)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政職	33.3%	75.0%	14.3%	40.0%	53.8%
医療職	50.0%	—	100.0%	50.0%	—

(2)採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
行政職	41.6%	27.8%	37.5%	31.6%	34.3%
医療職	0.0%	—	66.7%	40.0%	—

(3)職員に占める女性の割合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政職	32.6%	34.4%	35.4%	33.0%	36.9%
医療職	58.8%	57.6%	60.6%	54.5%	—

(4)セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

・セクハラ等対策のための一元的窓口を設置している。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率(令和5年度)

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	0.00%	-	-	-	-	-	-	-	-
女性職員	1.92%	-	-	-	-	-	-	1	-

※ 普通退職者の離職率を表記

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
行政職	男性職員	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
	女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	-
医療職	男性職員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	女性職員	0.0%	0.0%	100.0%	-

※ 育児休暇が複数年度に渡る場合は取得初年度に計上

○取得期間の状況(令和5年度)

		5日未満	5日以上 2週間未 満	2週間以 上 1月未 満	1月以上 半年未 満	半年以上 1年未 満	1年以上
行政職	男性職員	-	-	100.0%	-	-	-
	女性職員	-	-	-	-	-	-
医療職	男性職員	-	-	-	-	-	-
	女性職員	-	-	-	-	-	-

(3) 男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)取得率並びに合計取得日数の分布状況

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
合計取得率	75.0%	0.0%	20.0%	100.0%	71.4%
5日以上取得率	0.0%	0.0%	20.0%	66.7%	50.0%

(4) 超過勤務の状況(令和5年度)

①一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

【時間】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行政職	18.93	9.88	9.10	7.50	6.64	10.05	17.42	10.81	11.61	7.49	10.09	18.45
医療職	0.75	2.31	0.88	1.70	0.80	1.13	4.17	2.10	2.21	6.10	1.86	2.06

※育児休暇中職員、退職者、現業職者を除く

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

	平均取得日数	取得日数が5日未満の職員の割合
行政職	8.1	1.0%
医療職	8.1	6.1%

※ 育児休暇中職員、退職者は除く